○農林水産省環境省告示第五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行に伴い、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・環境省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、令和七年九月一日から適用する。

令和七年八月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

環境大臣　浅尾慶一郎

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・環境省関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

一　ミュオカストル・コイプス（ヌートリア）の防除に関する件（平成十七年農林水産省環境省告示第八号）

二　プロキュオン・ロトル（アライグマ）の防除に関する件（平成十七年農林水産省環境省告示第九号）

三　フイリマングースの防除に関する件（平成十七年農林水産省環境省告示第十号）

四　ムンティアクス・レエヴェスィ（キョン）の防除に関する件（平成十七年農林水産省環境省告示第十一号）

五　カニクイアライグマ等の防除に関する件（平成十八年農林水産省環境省告示第三号）

○国土交通省告示第八百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上聖沢

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県静岡市葵区横山の区域内の土地のうち、次の一点から十八点までを順次結んだ線及び一点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十二年内務省告示第百五十九号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°08′07.4723″	138°22′02.8573″
2	35°08′07.8647″	138°22′02.7663″
3	35°08′08.1482″	138°22′02.7239″
4	35°08′08.4369″	138°22′03.1262″
5	35°08′08.0243″	138°22′04.1205″
6	35°08′07.1397″	138°22′04.4537″
7	35°08′05.1898″	138°22′04.6382″
8	35°08′05.1627″	138°22′04.2247″
9	35°08′04.1449″	138°22′04.4621″
10	35°08′03.9364″	138°22′04.2883″
11	35°08′03.9121″	138°22′04.1736″
12	35°08′03.8879″	138°22′04.0589″
13	35°08′03.8968″	138°22′03.8317″
14	35°08′04.7003″	138°22′03.5799″
15	35°08′04.9615″	138°22′03.6379″
16	35°08′04.9713″	138°22′03.7876″
17	35°08′06.8497″	138°22′03.4643″
18	35°08′07.2083″	138°22′03.0860″

○環境省告示第六十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行に伴い、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、令和七年九月一日から適用する。

令和七年八月二十九日

環境大臣　浅尾慶一郎

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

一　マカカ・キュクロピス（タイワンザル）の防除に関する件（平成十七年環境省告示第四十八号）

二　マカカ・ムラタ（アカゲザル）の防除に関する件（平成十七年環境省告示第四十九号）

三　カルロスキウルス・エリュトラエウス（クリハラリス）の防除に関する件（平成十七年環境省告示第五十号）

四　フクロギツネ等の防除に関する件（平成十八年環境省告示第三十一号）

五　ハリネズミ属全種等の防除に関する件（平成十八年環境省告示第三十二号）

六　カナダガン等の防除に関する件（平成十八年環境省告示第三十三号）

○関東地方整備局告示第百八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
横須賀市追浜町三丁目四番一から同市追浜本町一丁目一番三二まで	前	一七・九四～二八・六九（キロメートル〇・二三七）	
	後	一七・九四～五八・二九（キロメートル〇・二三七）	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
甲府市富竹二丁目四九八番七から同市宝二丁目六五四番まで	前	A　七・五〇～一〇五・二〇（キロメートル〇・九九三）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　七・五〇～一〇五・二〇（キロメートル〇・九九三） 二二・〇〇～一〇九・〇八　一・〇六六 二二・〇〇～一〇九・〇八　一・〇六六	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	甲府市富竹二丁目四九八番四地先から同市上石田一丁目四三〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十九日